千葉県最低賃金改正のお知らせ

1 改正内容などについて

千葉県内の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)

とその使用者に適用される「千葉県最低賃金」(地域別最低賃金)が改正されます。



令和5年10月1日から

1 0 2 6 円 (従来の 984 円から 42 円引上げ) 時間額

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を 定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

賃金を最低賃金額と比較するに当たっては、確認したい賃金を時間額に換算して比較します。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、 時間外労働、休日労働、深夜労働に対して支払われ る賃金(割増賃金など)、 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、 1か月を超える期間ごとに支 払われる賃金(賞与など)は算入しません。

- 例 月給制、日給制の場合、時間額に換算して比較します。
 - ・日給8,000円(1日の所定労働時間8時間00分)

8,000 円÷8 時間 = 1,000 円

- ・これに加え職能手当が月額20,000円(1年間における1か月平均所定労働時間数160時間) 20,000 円÷160 時間 = 125 円
- ・1,000 円+125 円 = 1,125 円 千葉県最低賃金 1,026 円以上であるので OK

2 特例、助成金などについて

最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能 力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認め られています。

「千葉県最低賃金」のほかに、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合があり ますので、ご注意ください。

中小企業・小規模事業者を支援する<mark>業務改善助成金</mark>があります。生産性を向上させ、事業場内で最も

低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図る事業者に支給されます。

お気軽にお問合せください

(照会先:業務助成助成金コールセンター 電話:0120-366-440)

詳しくは厚生労働省 HPを ご覧ください

業務改善助成金

で検索!

管理システム導入、機械や車の購入、教育 訓練など色んな設備投資に利用可能だよ。 最大600万円まで助成があるんだ。

最低賃金制度のマスコット チェックマん

「千葉働き方改革推進支援センター」では、業務改善助成金の申請や労務管理等の相談に総合的に対 応する支援を行っています。相談は無料ですので、御利用ください。

(照会先:千葉働き方改革推進支援センター 電話:0120-174-864)

【お問い合わせ先】 最低賃金の詳しい内容につきましては

厚生労働省千葉労働局労働基準部賃金室(043-221-2328)または最寄りの労働基準監督署まで